

茨木市中学校給食基本計画策定支援及び民間活力等導入可能性調査業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市中学校給食基本計画策定支援及び民間活力等導入可能性調査業務委託に係るプロポーザルにおいて、業務内容を示すものである。契約にあたっては、受託候補者と内容を協議、調整の上、改めて仕様を策定する。

1 件名

茨木市中学校給食基本計画策定支援及び民間活力等導入可能性調査業務委託

2 履行期間

委託契約締結日（令和2年8月1日以降）から令和3年3月31日（水）

3 業務の目的

茨木市（以下「委託者」という。）では、茨木市立中学校における全員給食の導入に向け、令和元年度、茨木市中学校給食審議会（以下「審議会」という。）を設置し、茨木市の中学校における望ましい中学校給食のあり方と実施方式の選定について諮問を行い、「全員給食で、実施方式はセンター方式が望ましい」との答申を得た。

本業務は、審議会の答申内容を踏まえ「茨木市中学校給食基本計画」を策定し、新たな中学校給食の実現に向けて民間活力等導入可能性調査を行うに当たり、学校給食事業に関する高い専門性と実績を有する民間事業者から、必要な調査及び資料作成等に係る技術的支援を受けることを目的として実施するものである。

4 委託業務内容（案）

本業務は、コンサルティング業務を委託するものであり、委託業務内容については以下に掲げる内容を想定しているが、提案内容等を踏まえて契約時に確定するものとする。

4.1 基本計画の策定支援

（1）前提条件の整理

新たな中学校給食の導入にあたり必要な前提条件について整理を行う。具体的には計画食数、配送校の整備内容及び整備時期、生徒による給食運搬・配膳方法等の条件整理を行う。

（2）中学校給食の基本的な考え方の検討

過年度に審議会が作成した中学校給食の基本的な考え方について見直しを行い、基本計画の一部とすることを検討する。

(3) 新たな中学校給食に求める内容の検討

ア 施設整備内容の検討

新たな中学校給食に即した学校給食施設の整備内容について検討を行う。具体的には規模、導入機能、諸室性能、学校給食センター（以下、センターという。）の建設候補地並びにセンター整備数等について検討を行い、モデルプランを作成する。

イ 維持管理、運営内容の検討

施設整備内容に応じた学校給食施設の維持管理方法について検討を行う。また運営方法は、民間活力等導入可能性調査と並行して検討を行う。

(4) 事業スケジュール（案）の作成

(1)～(3)の検討結果を前提条件とし、事業スケジュール（案）を作成する。

(5) 概算事業費の検討

(1)～(4)の検討結果を前提条件とし、概算事業費を算出する。具体的には新たな学校給食施設整備に係るイニシャルコスト、ランニングコストについて算出し、ランニングコストは民間活力等導入可能性調査における事業期間の検討結果を反映させるものとする。

(6) 基本計画策定委員会の運営支援

市は基本計画の策定支援にあたって「茨木市中学校給食基本計画策定委員会」（市職員で構成）を設置し、受託者は当委員会の運営支援を行う。具体的には委員会資料の作成支援、議事録等の作成を行う。なお、当委員会は全5～7回を予定している。

(7) 基本計画及び基本計画概要版の策定支援

(1)～(6)の業務成果、及び民間活力等導入可能性調査の業務成果を活用し、基本計画及び基本計画概要版の策定支援を行う。

4.2 民間活力等導入可能性調査

(1) 事業スキームの検討

新たな中学校給食の実現に係る施設整備、維持管理、運営事業（以下、「本事業」という。）について、事業スキームの検討を行う。具体的には業務範囲、リスク分担、事業手法、事業期間等について検討を行う。

(2) 民間企業参画意向調査

本事業について、民間企業に対し参画意向調査を行う。具体的には調査方法及び調

査対象の検討を行い、調査資料の作成、調査の遂行、調査結果のとりまとめを行う。

(3) VFM の検証

業務内で検討、設定した条件等を基に VFM の検証を行う。

(4) 総合評価の作成

検討対象とした事業手法について、定量評価、定性評価を作成し、市にとって最適と考えられる事業手法に係る総合評価を作成する。

(5) 政策推進会議資料作成支援

基本計画及び民間活力等導入可能性調査の成果を活用し、政策推進会議のための資料作成支援を行う。政策推進会議とは、茨木市政策推進会議設置規則に規定される庁内会議体であり、茨木市 PPP 手法導入指針（平成 29 年：茨木市発出）において、導入可能性調査の結果を政策推進会議の審議に諮ることとしている。なお、政策推進会議は 1～3 回開催することを想定している。

4.3 業務報告書及び業務報告書概要版の作成

4.1、4.2 の結果を報告書としてとりまとめを行う。

5 成果品

業務成果品は以下のとおりとする。

項目	数量	備考
基本計画	100	羊皮紙製本 (A4)
基本計画 (概要版)	100	簡易製本 (A4)
業務報告書	2	ファイル綴じ
業務報告書 (概要版)	2	簡易製本 (A4)
電子データ	2	CDR 又は DVDR

6 基礎情報

(1) 茨木市立中学校の学校数、生徒数、学級数、教職員数及び予定給食数

茨木市立中学校の学校数、生徒数、学級数及び教職員数は、令和 2 年 5 月 1 日現在、次のとおりである。

学校数	生徒数 (人)	学級数 (+カッコ内は特別支援学級数)	教職員数 (人)
14	7,520 人	206 (+63)	約 550 人

※全員喫食を前提とした予定給食数は約 9,000 食とする。

(2) 茨木市立中学校名および所在地等

茨木市立中学校名および所在地等は、別表1のとおりである。

(3) センター整備候補用地及びセンター整備数

センターの整備候補用地は、令和2年7月現在、市において複数の候補地から検討中であり、本仕様書4の4.1(3)アでの検討内容も踏まえて、令和2年12月までに決定予定である。また、センター整備数も、センターに必要な規模等を踏まえて検討を行い、同時期に決定予定である。

(4) 新たな中学校給食の開始時期

新たな中学校給食の開始時期については、令和7年度中を想定したスケジュールを基本とし、事業を進めることとする。

7 著作権等

(1) 受託者は、著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適宜その処理を行うこと。

(2) 本業務委託にかかる成果物の著作権は、成果物の納入時に本市に帰属するものとする。

(3) 受託者は、著作権法第21条、第26条の2、第26条の3、第27条及び28条に規定する権利も本市に移転し、受託者に留保されないものとする。

(4) 第三者が著作権を有する成果物については、受託者は受託者の責任において、本市の使用に支障が出ないように市に当該権利を移転し、または、その使用承諾を受けさせたものとする。

8 秘密の保持

本業務の実施により知りえた本市の各種情報及び個人情報については、その取り扱いを厳重に行い第三者に漏えいすることのないよう配慮すること。

9 支払方法

委託者は、令和2年度の業務完了後に、受託者からの適正な請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

10 契約保証金

契約締結後に茨木市財務規則に基づき、所定の手続きを行なう。

11 その他

(1) 当該業務委託に係る成果物等に関する権利は委託者である茨木市に帰属するものとする。なお、この仕様書に定めのない事項について疑義のある場合は双方協議の上で決定するものとする。

(2) 履行の原則

ア 受託者は、受託業務の実施に当たり、当該仕様書および関係法令を遵守し、業務を行うものとする。

イ 業務実施の細部及び仕様書に疑義が生じた場合は、委託者・受託者が協議の上決定するものとする。

ウ 事故発生その他緊急に報告することを要する事項については、受託者はその都度速やかに受託者に報告するものとする。

エ 受託者は業務を信義、誠意をもって誠実に履行するものとする。

別表 1

茨木市立中学校名および所在地について

(生徒数：令和2年5月1日現在)

	中学校名	所在地	生徒数 (人)	学級数	支援 学級数
1	養精中学校	茨木市駅前 4-7-60	740	23	3
2	西中学校	茨木市見付山 2-5-4	867	30	8
3	東中学校	茨木市末広町 7-4	537	20	5
4	豊川中学校	茨木市藤の里 1-16-8	190	10	4
5	南中学校	茨木市若園町 6-41	636	23	6
6	三島中学校	茨木市西河原 1-17-10	514	18	4
7	北中学校	茨木市南安威 3-10-3	459	16	3
8	東雲中学校	茨木市学園南町 21-7	479	17	4
9	天王中学校	茨木市沢良宜西 3-8-5	561	20	5
10	西陵中学校	茨木市南春日丘 1-19-6	734	26	5
11	平田中学校	茨木市平田 1-8-20	517	17	3
12	北陵中学校	茨木市山手台 1-23-10	291	12	3
13	太田中学校	茨木市花園 1-6-10	445	18	6
14	彩都西中学校	茨木市彩都あさぎ 4-6-7	550	19	4
		計	7,520	269	63